

令和7年分 山林所得の申告のしかた

はじめに

- 山林(立木)を伐採し、お売りになった場合の山林所得の申告は、「**申告書第一表、第二表**」及び「**申告書第三表(分離課税用)**」の申告書用紙で行います。この場合、山林所得の金額の計算は、「**山林所得収支内訳書(計算明細書)**」で行います。
- この冊子は、「**令和7年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き**」(国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードできます。)と併せてご覧ください。
- 令和7年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、**令和8年2月16日(月)から同年3月16日(月)まで**です。なお、還付申告書は、令和8年2月13日(金)以前でも提出できます。
- 申告書の提出は、郵便や信書便により、住所地等の所轄税務署又は業務センターへの送付により行うことができます。申告書の送付先については、国税庁ホームページでご確認ください。
郵便又は信書便で送付する場合、通信日付印により表示された日を提出日とみなします。この日付が**申告期限内**となるよう、お早めにご送付ください。
なお、令和7年1月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行っておりません。
詳しくは、「**令和7年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き**」の1ページをご覧ください。
また、e-Taxソフトを利用して申告等データを作成し、送信することもできます。
 - 税務署の閉庁日(土・日曜・祝日等)は、通常、税務署での相談及び申告書の受付は行っておりません。
- 令和5年分の課税売上高が1,000万円を超える個人事業者の方は、**令和7年分の消費税の課税事業者**に該当します。
- 令和5年分の課税売上高が1,000万円以下であっても、インボイス発行事業者の登録を受けている方や特定期間(令和6年1月1日から同年6月30日までの期間)の課税売上高が1,000万円を超える方は、**令和7年分の消費税の課税事業者**に該当します。
- なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税期間の初日において非居住者である個人事業者の場合を除き課税売上高に代えて給与等支払額の合計額によるものとなります。
また、免税事業者の方が、年の途中においてインボイス発行事業者の登録を受けた場合には、登録日以後の期間の取引について、令和7年分の消費税及び地方消費税の確定申告を行う必要があります。
消費税の課税事業者に該当する場合、**令和8年3月31日(火)までに消費税及び地方消費税の確定申告と納税**を行う必要があります。消費税及び地方消費税の申告や納税の手続については、「**消費税及び地方消費税の確定申告の手引き**」(国税庁ホームページからダウンロードできます。)をご覧ください。
- 複数税率に対応した仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されています。インボイス発行事業者となるには事前に登録申請が必要です。詳しくは、国税庁ホームページの「**インボイス制度特設サイト**」をご覧ください。



▷送付先を調べる

目 次

▷インボイス制度特設サイト

- この冊子では、確定申告書の記載手順と次の事例の記載例、参考として「**山林所得のあらまし**」などを掲載しています。
- | | |
|-------------------------------------|---------|
| (1) 確定申告書の記載手順 | 2 ~ 3 |
| (2) 【事例1】山林を伐採し、売却したケース | 4 ~ 13 |
| (3) 【事例2】消費税の課税事業者の方が山林を伐採し、売却したケース | 14 ~ 15 |
| (4) 【参考1】令和7年分 山林所得のあらまし | 16 ~ 21 |
| (5) 【参考2】課税される山林所得金額に対する所得税の税額表など | 22 ~ 23 |



e-Taxを利用すれば、こんないいこと

税務署に行く必要なし

添付書類の添付省略等

申告書をデータで保存

還付がスピーディ

24時間受付

※メンテナンス時間を除きます



オンライン送信



(注)山林所得がある方は、「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただけませんが、「e-Taxソフト」で申告書の作成・送信ができます。

詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。



▷e-Tax
ホームページ

確定申告書の記載手順

記載手順

- 「確定申告書」は、「申告書第一表、第二表」及び「申告書第三表(分離課税用)」の申告書用紙を使用します。ここでは、【事例1】(4~13ページ)に基づいて作成した「申告書第一表、第二表」及び「申告書第三表(分離課税用)」を示して、申告書の記載手順を説明します。
 - 記載手順は、矢印と番号(①~⑦)で記載箇所ごとに表示しています。各記載箇所の記載方法の詳細は、4ページから15ページをご覧ください。
なお、「確定申告書」の作成に先立って、「山林所得収支内訳書(計算明細書)」(国税庁ホームページからダウンロードできます。)を作成します。

(手書きした部分は、便宜上、青色で表示しています。)

記載手順

1 「山林所得収支内 (4 ~ 5 , 14~15)

2 第一表の収入金

第二表を作成し
第二表は、②及び
(第二表の記載例)

第一表の所得か
まく（9ページ）

第三表の山林の
を書きます。
(10~11ページ参見)

第三表の 税金の
(12ページ参照)

第一表の 税金の 書き方

申告書記載に当たって

記載に当たっては、次の点にご留意ください。

- 1 申告書等は、黒いインクのボールペンで書いてください（消せるボールペンは使用しないでください。）。なお、複写式となっている申告書は、2枚目(控用)を取り外して使用しても差し支えありません。

2 フリガナは、濁点「゛」半濁点「゜」は一字分とし、姓と名の間は一字空けてください。

3 マス目が設けられている記載欄に数字を記入する際には、右の記載例にならってマス目の中に丁寧に書いてください。

なお、1億円以上の金額がある場合には、右の記載例にならって書いてください。

4 記入事項を訂正する場合には、二重線で抹消し、その上の欄などの余白に適宜書いてください。

訳書(計算明細書)」を作成します。
ページ参照)

額等と**所得金額等**の箇所を書き
（ページ参照）

ます。

④の記載と併せて作成します。
は、8ページを参照してください。)

ら差し引かれる金額 の箇所を書き
参照)

収入金額 や 所得金額 などの箇所

計算 の箇所を書きまし

計算 その他などの箇所を

【記載例】 縦線1本 隙間を空ける 上に突き抜ける 角を作る

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 閉じる

(金額が1,234,500,000円の場合)

【記載例】

123 450 000

配	当	(工)		1	2	3	0	0	0
給	与	区分	(才)	2	3	0	0	0	0

【事例 1】山林を伐採し、売却したケース

私は、先祖伝来の山林を伐採し、令和7年11月11日に2,500万円で売却しました。

この山林の所在地は、K市〇〇町××1228番（林地面積は3.2ヘクタール）で、売却した山林の樹種は、杉（樹齢60年）及びひのき（樹齢80年）、材積は3,000m³でした。

また、この山林を売却する際に、伐採費と運搬費が836万円かかりました。

私は、山林を売却した収入以外に、給与（収入金額670万円）があり、給与については、年末調整で「配偶者控除」の適用を受けています。

① 「山林所得収支内訳書（計算明細書）」を作成します。

あなたが、消費税の課税事業者に該当する場合、この「山林所得収支内訳書（計算明細書）」は、「課税事業者用」（国税庁ホームページからダウンロードできます。）を使用してください。

なお、その場合の記載方法は、14ページから15ページをご覧ください。

山林の所在地番を書いてください。

お売りになるために山林を伐採した林地の面積を書いてください。

お売りになった山林の樹種や主な立木の樹齢を書いてください。

お売りになった山林の本数や数量（材積）が分かる場合に書いてください。

山林所得 収支内訳書 (計算明細書)		譲渡者 住所 関与 税理士 住所	Y市〇〇町1-10	氏名 (フリガナ) 大阪 太郎	電話番号 (×××) △△△-〇〇〇〇			
				氏名	電話番号			
特例適用条文		合計						
譲渡した山林の明細		内訳						
山林の所在地番		措法 30 条						
面積		K市〇〇町××1228	措法 条					
樹種		ヘクタール 3.2	3.2					
本数		皆伐・間伐	皆伐・間伐					
樹齢		杉 60 年	60 年					
数量		ひのき 80 年	80 年					
材積		本 3,000 m ³	本 m ³					
譲渡した年月日		K市〇〇町××1-2-3						
先代名又は名称		○○製材(株)						
譲渡した年月日		R7年11月11日						
譲渡山林を植下・購入した時期		年月日 年月日						
譲渡価額の総額（収入金額）		A 25,000,000 円	25,000,000 円					
伐採費・運搬費、譲渡費用の額		② 8,360,000 円	8,360,000 円					
専従者控除額のうち②に相当する部分の金額		④ 8,360,000 円	8,360,000 円					
計（②+④）		⑤ 16,640,000 円	16,640,000 円					
引（⑤-④）		⑥ 8,320,000 円	8,320,000 円					
取扱費、管理費など		⑦ 植林費、取得に要した経費	円					
概算経費率によらない場合		⑧ 管理費その他の育成費用	円					
⑨ 以外の専従者控除額		⑩ 計（⑦+⑧+⑨）	円					
被災事業用資産の損失の金額（保険金等で補填される部分を除く。）		⑪	円					
必要経費④+(⑥又は⑩)+⑪		⑫ 16,680,000 円	16,680,000 円					
森林計画特別控除額（注1）		⑬ 概算経費率の適用を受ける場合（注2）で計算した金額を記載する。）	円					
概算経費率の適用を受けない場合		⑭ 収入金額基準額（注2）で計算した金額を記載する。）	円					
所得基準額⑯と⑮のうち低い方の金額		⑯	円					
差引金額⑯-(⑯又は⑭)		⑰ 8,320,000 円	8,320,000 円					
特別控除額		⑱ 500,000 円	500,000 円					
山林所得金額		B 7,820,000 円	7,820,000 円					

(注) 1 「森林計画特別控除」の欄は、租税特別措置法第30条の2第1項の適用を受ける場合に記載してください。

2 ⑤の金額が2,000万円以下のときは「⑤×20%」、⑤の金額が2,000万円超のときは「⑤×10%+200万円」で計算した金額を記載してください。

【事例 1】の解説

- この事例は、売却した時において所有期間が5年を超える山林を伐採して売却していますので、その売却による所得は、**山林所得**となります。

また、この山林(先祖伝来の山林)は、平成22年12月31日以前から引き続いて所有していますので、山林所得の金額の計算に当たっては、「概算経費控除の特例」(18ページ参照)を適用することができます。

山林所得の金額の計算は、左記のように「**山林所得収支内訳書(計算明細書)**」を使用して行いますが、この事例では、次のようになります。

譲渡価額の総額(収入金額) 25,000,000円	$\overbrace{\quad\quad\quad}$ 必要経費	(伐採費などの譲渡費用 8,360,000円)	+ 取得費、管理費などの概算経費の額 8,320,000円	-	特別控除額 500,000円	= 山林所得金額 7,820,000円
-------------------------------------	---------------------------------------	-------------------------------------	-----------------------------------------	---	--------------------------	-------------------------------

- 山林所得は、他の所得と分けて税額を計算しますが、税額(税金)の計算は、「申告書第一表、第二表」及び「申告書第三表(分離課税用)」で行いますので、次ページ以降の記載例の手順に沿って作成してください。

なお、山林の売却などにより**合計所得金額**(7、10ページ参照)が**1,000万円を超える場合**には、「**配偶者(特別)控除**」の適用を受けることはできません(配偶者(特別)控除は、申告される方及び配偶者の合計所得金額に応じて控除額が異なります。詳しくは、9、22ページをご確認ください。)。

したがって、この事例では合計所得金額(1,275万円)が1,000万円を超えていたため、給与について年末調整で適用を受けている「配偶者控除」の適用をしないで納める税金(所得税及び復興特別所得税)の計算をすることとなります。

この事例の納める税金(所得税及び復興特別所得税)は、**480,900円**となります。

適用を受ける**特例適用条文**を書きます(18~21ページ参照)。

例えば、「概算経費控除の特例」(措法30条)、「森林計画特別控除の特例」(措法30条の2)などがあります。

この事例では、「**概算経費控除の特例**」を適用していますので、措法「**30**」条と書きます。

譲渡価額の総額を書いてください。

山林の伐採に要した人件費などの費用や、伐採した山林の運搬費、測量費、仲介手数料など山林の譲渡に要した費用の合計額を書いてください。

お売りになった山林の取得費や管理費などの金額を書いてください。

なお、お売りになった山林を平成22年12月31日以前から所有していた場合には、「**概算経費率**による方法(「概算経費控除の特例」)で計算することができます。

詳しくは、18ページを参照してください。

この事例では、「**概算経費率**」による方法で計算していますので、取得費や管理費などの金額は、次のようになります。

譲渡価額の総額(収入金額) (25,000,000円	-	伐採費などの金額 8,360,000円	×	概算経費率 0.5	=	概算経費率による場合の 取得費、管理費などの金額 8,320,000円
--------------------------------------	---	-------------------------------	---	---------------------	---	--------------------------------------------------

「**森林計画特別控除の特例**」の適用を受ける場合に書いてください。

詳しくは、20ページを参照してください。

特別控除額を書いてください。

特別控除額は、**500,000円**(ただし、「⑦差引金額」欄の金額を限度とします。)です。

なお、青色申告の方で、山林所得の金額から控除する「**青色申告特別控除**」(18ページ参照)がある場合には、その金額を「**特別控除額**」欄の上段に「**青×××円**」と二段書きしてください(14ページ参照)。

② 第一表の 収入金額等 と 所得金額等 の箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「[令和7年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き](#)」の7ページから14ページも併せてご覧ください。

事例 1

提出先、提出年月日
などを書いてください。
空白部分には「確定」
と書いてください。

住所、マイナンバー
(個人番号)、氏名など
を書いてください。
なお、生年月日の元号
は、次の該当する番号
を書いてください

明治 1 大正 2
昭和 3 平成 4
令和 5

※ 住所地以外の居所・事業所等の所在地を所轄する税務署に申告される方は、「現在の住所又は居所・事業所等」欄の当てはまる文字を「○」で囲み、その所在地を上段に、住所を下段に書いてください。

なお、住所地以外で申告をする場合、「郵便番号」欄は、上段に書いた所在地の郵便番号を書いてください。

また、令和8年1月
1日現在の住所を書い
てください。

申告の種類を表示します。
山林所得がある方は、「**分離**」を「○」で囲みます。
青色申告者の方は、「**青色**」も「○」で囲みます。

第三表⑫欄へ
(12ページ)

收入金額等　所得金額等

該当する各種所得の収入金額等と所得金額等を書いてください。

なお、事業所得、不動産所得がある方は、「収支内訳書」(青色申告の方は、「青色申告決算書」)に基づいて書いてください。

この事例は、山林所得以外に給与所得がありますので、「**給与所得の源泉徴収票**」に基づいて書きます。

書き方については、7ページで説明しています。

給与所得

給与所得の金額は、23ページの「**3 納入額の計算表**」で求めることができます。

なお、この事例のように給与等の収入金額が年末調整を受けたものだけであり、かつ、所得金額調整控除（23ページ）の②に該当しない場合には、「給与所得の源泉徴収票」から次のように転記できます。

※ 「給与所得者の特定支出控除」を受けられる方は、国税庁ホームページのタックスアンサー「No.1415 紹介所得者の特定支出控除」を参照してください。

令和7年分 給与所得の源泉徴収票														
支 払 を受ける者	住所又は居所	Y市○○町1-10												
		(受取者番号) (役職名) 氏名(フリガナ) オオサカ タロウ 大阪 太郎												
種 別		支 払 金 額			給与所得控除後の金額 (調整控除控除)			所得控除の額の合計額			源 泉 徴 収 税 額			
給料・賞与		内 6 700 千 円			4 930 千 円			1 690 千 円			231 千 円			
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別) 控除の額		控除対象扶養親族等の数 (配偶者を除く)			16歳未満扶養親族の数 (本人を除く)			障害者の数 (本人を除く)				
有 送有	老人	手 円 380 000		特定老人			その他			物別その他				
				人	從人	内	人	從人	人	從人	人	從人	内	人
特定扶養特別控除の額		社会保険料等の金額			生命保険料の控除額			地厚保険料の控除額			住宅借入金等特別控除の額			
千	円 内	千	円	千	円	千	円	千	円	千	円	千	円	
(摘要)														
未 成 年 者	外 国 人	死 亡 退 練 者	災 害 者	乙 丙 本人が障害者	新 募 ひ と り 労 学 生	助 勤 その他の勤務	中添就・退職				受取者生年月日			
							特 別 別 別	勤 勤 勤	就職	退職	年	月	日	元号
支 払 者	F市△△町7-3-14											昭和 43 11 9		
	住所(現所) 又は所在地		氏名又は名称		株式会社 ○○商事									(電話) △△△-○○○-×××

確定申告書の提出に当たり、源泉徴収票の添付は不要です。

※ 税務署等で確定申告書等を作成する場合には、源泉徴収票が必要ですので、忘れずにお持ちください。

公的年金等の雑所得

公的年金等の雑所得がある場合には、給与所得と同様に「**公的年金等の源泉徴収票**」から、その「支払金額」欄の金額を**収入金額等**の「**④雑(公的年金等)**」欄に転記してください。

また、**所得金額等** の「⑦雑(公的年金等)」欄に記載する**公的年金等の雑所得の金額**は、「**令和7年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き**」の11ページから12ページで求めることができます。

合計所得金額にご注意ください。

9ページで作成する第一表の所得から差し引かれる金額(所得控除額)は、あなたの合計所得金額に基づき、その控除額の計算や控除の適用の可否を判定するものがあります。

合計所得金額とは、**第一表の「所得金額等」**「⑫合計」欄の金額に申告分離課税の所得金額(土地や建物などに係る譲渡所得は特別控除前の金額)、山林所得金額及び退職所得金額を加算した金額をいいます。ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額をいいます。

この事例の場合の合計所得金額については、10ページを参照してください。

③ 第二表を作成します。

- 作成に当たっては、「[令和7年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き](#)」の6ページ及び15ページも併せてご覧ください。

空白部分、住所、氏名などを書いてください。

申告書第二表

④ 第一表の **所得から差し引かれる金額** の箇所を書きます。

- 所得から差し引かれる金額は、「令和7年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の15ページから23ページで計算できます。

申告書第一表(左下部)

所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	(13)	5 8 0 0 0 0	↓
	小規模企業共済等掛金控除	(14)		
	生命保険料控除	(15)	5 0 0 0 0	
	地震保険料控除	(16)	5 0 0 0 0	
	寡婦、ひとり親控除	(17) 区分	0 0 0 0	
	勤労学生、障害者控除	(18) ~ (20)	0 0 0 0	
	配偶者控除	(21) 区分	0 0 0 0	
	(特別控除)	(22) 区分	0 0 0 0	
	住 税 控 制	(23) 区分	0 0 0 0	
	定期預金控除	(24) 人 間	0 0 0 0	
基礎控除	(25)	5 8 0 0 0 0	↓	
③から⑩までの計	(26)	1 2 6 0 0 0 0		
唯 損 控 制	(27)			
医療費控除	(28) 区分			
寄 附 金 控 制	(29)			
合 計 (① + ② + ③ + ④)	(30)	1 2 6 0 0 0 0		

この事例では、あなた(山林を伐採して売却された方)の合計所得金額が1,000万円を超えておりますので、「配偶者(特別)控除」は適用できません。

➡ 「給与所得の源泉徴収票」からの転記

この事例では、各種控除額が既に年末調整により給与所得から控除されていますので、該当する所得控除額を「給与所得の源泉徴収票」から上のよう¹に転記することができます。

※ ⑬欄から⑯欄までの控除額の全てが年末調整を受けた金額と同じ場合は、⑬欄から⑯欄までの記入を省略し、⑰欄に「給与所得の源泉徴収票」の「所得控除の額の合計額」欄の金額を転記することができます。

②1～②2 配偶者（特別）控除

あなたに生計を一にする配偶者がいる場合に、あなたと配偶者のそれぞれの合計所得金額に応じて受けられる控除です。

- あなたの合計所得金額が1,000万円を超えている場合は、控除を受けられません。
 - 夫婦がお互いに配偶者特別控除を適用することはできません。
 - 配偶者が、青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けている場合、白色申告者の事業専従者となっている場合、他の納税者の扶養親族として扶養控除又は障害者控除の対象とされている場合は、控除を受けられません。
 - 配偶者（特別）控除額は、22ページの「**2 配偶者（特別）控除額表**」又は「**令和7年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き**」の19ページから20ページを参照してください。
 - 配偶者特別控除の適用を受ける場合は、②1～②2欄の「区分1」の□に「1」と記入してください。

②₃ 扶養控除、②₄ 特定親族特別控除

あなたに控除対象扶養親族や特定親族がいる場合に、それぞれ一定の金額が控除されます。

詳しくは、「**令和7年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き**」の19ページから20ページをご覧ください。

25 基礎控除

あなたの合計所得金額に応じて適用される控除です。

- あなたの合計所得金額が2,500万円を超えている場合は、控除を受けられません。
 - なお、非居住者については、「**令和7年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き**」の21ページをご覧ください。

【基礎控除額】

あなたの合計所得金額	控除額	
132万円以下	95万円	
132万円超	336万円以下	88万円
336万円超	489万円以下	68万円
489万円超	655万円以下	63万円
655万円超	2,350万円以下	58万円
2,350万円超	2,400万円以下	48万円
2,400万円超	2,450万円以下	32万円
2,450万円超	2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円(適用なし)	

⑤ 第三表の山林の 収入金額 や 所得金額 などの箇所を書きます。

- 作成に当たっては、「山林所得収支内訳書(計算明細書)」から転記します。

空白部分に「確定」と書いてください。

住所、氏名などを書いてください。

なお、税務署から申告書が送付された方で、印字されている住所、氏名などに誤りがありましたら、お手数ですが訂正をお願いします。

收入金額

「山林所得収支内訳書(計算明細書)」の「①譲渡価額の総額(収入金額)」のA欄に記載した金額を右のように転記します。

所得金額

「山林所得収支内訳書(計算明細書)」の「⑯山林所得金額」のB欄に記載した金額を右のように転記します。

なお、この山林所得の金額が赤字の場合には、他の各種所得の金額（土地建物等の譲渡による譲渡所得の金額、株式等の譲渡による譲渡所得等の金額などを除きます。）の黒字からその赤字を控除することができます（損益通算）。

損益通算は、その所得によって通算する順序が決まっていますので、詳しくは、税務署にお尋ねください。

また、赤字の所得が数多くある場合には、「損益の通算の計算書」(国税庁ホームページからダウンロードできます。)を使用して計算することもできます。

【】合計所得金額（7ページ参照）

山林所得がある場合の合計所得金額は、次のイと口の合計額です。

イ 第一表の所得金額等「⑫合計」欄の金額

□ 「山林所得収支内訳書(計算明細書)」の「⑯山林所得金額」B欄の金額(又は第三表の 所得金額 「⑰山林」欄の金額)

1 + □ = 合計所得全額

この事例では、次のようにになります。

(イ)の金額 (ロ)の金額 (合計所得金額)
4,930,000円 + 7,820,000円 = 12,750,000円

特例適用条文

この事例では、「概算経費控除の特例」(措法30条)の適用を受けていますから、「特例適用条文」欄の「措法」を「○」で囲み、その横のマス目に「30」と書きます。

なお、条文の「項・号」について分からぬ場合は、その部分の記載を省略しても差し支えありません。

山林所得 収支内訳書 (計算明細書)		譲渡者住所 関与住所 税理士所	Y市〇〇町1-10	氏名 (フリガナ) オサカ 大阪 太郎	電話番号 (×××) △△△-〇〇〇〇	
				氏名 (フリガナ)	電話番号 ()	
特 例 適 用 条 文 譲 渡 し た 山 林 の 明 細	合 計		内 許			
			措法 30 条	措法 条		
	山林の所在地番		K市〇〇町××1228			
	面積	皆伐・間伐の区分	ヘクタール 3.2	皆伐・間伐	ヘクタール	皆伐・間伐
	樹種	樹齢	杉 ひのき	60年 80		年
	本数	数量	本 3,000	m ³	本	m ³
	譲渡住所又は所在地		K市〇〇町××1-2-3			
	先氏名又は名称		〇〇製材(株)			
	譲渡した年月日		R7年11月11日	年	月	日
	譲渡山林を植林・購入した時期		年 月 日	年	月	日
譲渡価額の総額(収入金額)	① A 25,000,000円	25,000,000	円	円	円	
伐採費、運搬費、譲渡費用の額	② 8,360,000円	8,360,000	円	円	円	
専従者控除額のうち②に相当する部分の金額	③		円	円	円	
計(②+③)	④ 8,360,000円	8,360,000	円	円	円	
差引(①-④)	⑤ 16,640,000円	16,640,000	円	円	円	
取得費、管理費など	概算経費概算経費の額(⑤×50%)	⑥ 8,320,000円	8,320,000	円	円	
概算経費率による場合	植林費、取得に要した経費	⑦	円	円	円	
概算経費率による場合	管理費その他の育成費用	⑧	円	円	円	
③以外の専従者控除額	⑨	円	円	円	円	
計(⑦+⑧+⑨)	⑩	円	円	円	円	
被災事業用資産の損失の金額(保険金等で補填される部分を除く。)	⑪	円	円	円	円	
必要経費④+(⑥又は⑩)+⑪	⑫ 16,680,000円	16,680,000	円	円	円	
森林計画特別控除(注1)	概算経費率の適用を受ける場合((注2)で計算した金額を記載する。)	⑬	円	円	円	
概算経費率の適用を受けない場合	収入金額基準額((注2)で計算した金額を記載する。)	⑭	円	円	円	
概算経費率の適用を受けない場合	所得基準額(⑤×50%-⑩)	⑮	円	円	円	
⑭と⑮のうち低い方の金額	⑯	円	円	円	円	
差引①-⑫-(⑬又は⑭)	金額	⑰ 8,320,000円	8,320,000	円	円	
特別控除額	⑯	500,000円				
山林所得金額	⑯ B 7,820,000円					

(注) 1 「森林計画特別控除」の欄は、租税特別措置法第30条の2第1項の適用を受ける場合に記載してください。
2 ⑤の金額が2,000万円以下のときは「⑤×20%」、⑤の金額が2,000万円超のときは「⑤×10%+200万円」で計算した金額を記載してください。

(資7-6-1-A4統一)
(平成28年分以降用)

⑥ 第三表の税金の計算 の箇所を書きます。

事例
1

第一表の「所得金額等」[⑫合計]欄に記載した金額(6ページ参照)と「所得から差し引かれる金額」[⑩合計]欄に記載した金額(9ページ参照)を転記してください。

「課税される所得金額」の計算

[⑫欄の金額(赤字の場合は0円)] - [⑩欄の金額] = A
として

Aの金額が黒字の場合

Aの金額を⑧欄に1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。

次に⑯欄から⑯欄までの金額を、対応する⑯欄から⑯欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。

Aの金額が赤字の場合

引ききれなかったAの金額については、原則として、⑯欄から⑯欄までの金額から順次差し引いてください。

次に差し引いた残りの金額を、対応する⑯欄から⑯欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。ただし、その差し引いた残りの金額が1,000円未満の場合(赤字の場合も含みます。)は記入の必要はありません。

この事例の場合、⑩欄の金額(1,260,000円)が⑫欄の金額(4,930,000円)から引ききれていますから、その残額である3,670,000円を⑧欄に書き、⑯欄の金額は、そのまま⑯欄に転記します。

「税額」の計算

総合課税の所得金額に対する税額

23ページの「4 総合課税の所得金額に対する税額の計算表」により計算できます。

この事例では、次のようにになります。

$$\text{課税される所得金額(⑧欄)} \times \text{所得税の税率} - \text{控除額} = \text{総合課税の所得金額に対する税額}$$

$$3,670,000 \text{円} \times 0.2 - 427,500 \text{円} = 306,500 \text{円} \quad (\text{⑯欄に書きます。})$$

分離課税の所得金額に対する税額

22ページの「1 課税される山林所得金額に対する所得税の税額表」を参照してください。

$$\text{課税される所得金額(⑯欄)} \times \text{所得税の税率} = \text{山林所得金額に対する税額}$$

$$7,820,000 \text{円} \times 0.05 = 391,000 \text{円} \quad (\text{⑯欄に書きます。})$$

申告書第三表(分離課税用)(左下部)

所 得 金 額	短期譲渡	一般 分	⑯				
	軽減 分	⑯					
	長期譲渡	一般 分	⑯				
	特定 分	⑯					
	軽課分	⑯					
	一般株式等の譲渡	⑯					
	上場株式等の譲渡	⑯					
	上場株式等の配当等	⑯					
	先物取引	⑯					
	山林	⑯		7820000			
退職	⑯						
総合課税の合計額 (申告書第一表の⑫)		⑯		4930000			
所得から差し引かれる金額 (申告書第一表の⑩)		⑯		1260000			
⑫ 対応分		⑯		3670000			
⑯⑯ 対応分		⑯		000			
⑯⑯⑯ 対応分		⑯		000			
⑯⑯ 対応分		⑯		000			
⑯ 対応分		⑯		000			
⑯ 対応分		⑯		000			
⑯ 対応分		⑯		7820000			
⑯ 対応分	⑯			000			

申告書第三表(分離課税用)(右上部)

税 金 の 計 算	⑯ 対応分	⑯	306500
	⑯ 対応分	⑯	
	⑯ から⑯までの合計 (申告書第一表の⑯に転記)	⑯	697500

7 第一表の 税金の計算、その他などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「令和7年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の24ページから31ページも併せてご覧ください。

申告書第一表(右部)									
F A 2 2 0 5									
及び 所得税の確定申告書									
△△△△○○○○ 生年月日 3 43.11.09									
フリガナ オオサカ タロウ									
氏名 大阪 太郎									
会社員		屋号・雅号		世帯主の氏名		世帯主との続柄			
整理番号				大阪太郎		本人			
電話番号 (宅)勤務先:携帯番号 XXX-△△△-〇〇〇〇									
税金の計算	課税される所得金額 (12~30) 又は第三表		(31)		000				
	上の(31)に対する税額 又は第三表の(44)		(32)		697500				
	配当控除 (33)								
	区分 1		(34)						
	区分 2		(35)		00				
	特定増改築等 住宅借入金等特別控除 区分		(36)		00				
	政党等寄附金等特別控除 区分		(37)		00				
	住宅耐震改修等特別控除等 区分		(38)		00				
	差引可得税額 (-32~38)-(33~37)		(42)		697500				
	災害減免額 (43)								
再差引所得税額(基準所得税額) (44)-(43)		(44)		697500					
復興特別所得税額 (44×2.1%)		(45)		14647					
所得税及び復興特別所得税の額 (46)+(45)		(46)		712147					
外国税額控除等 区分		(47)							
源泉徴収税額 (48)		(49)		231200					
申告納税率額 (49~50)		(50)		480900					
予定納税率額 (第1期分・第2期分)		(51)							
第3期分納める税金 (52)		(52)		480900					
修正前の第3期分の税額 (還付の場合は頭に△を記載) (50~51)		(53)		△					
第3期分の税額の増加額 (55)		(55)		00					
修正申告の出	公的年金等以外の合計所得金額 (56)								
	配偶者の合計所得金額 (57)								
	事從者給与(控除)額の合計額 (58)								
	住民青色申告特別控除額 (59)								
	資産雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額 (60)								
	総合未納付の源泉徴収税額 (61)								
	分離本年分で差し引く繰越損失額 (62)								
	検算平均課税対象金額 (63)								
	変動・臨時所得金額 区分 (64)								
	申告期限までに納付する金額 (65)				00				
延納届出額 (66)				000					

延納の届出

第一表の「**52納める税金**」の2分の1以上の金額を令和8年3月16日(月)までに納付することにより、その残額を、令和8年6月1日(月)まで延納することができます。
なお、**延納期間中は利子税がかかります。**

「**33配当控除**」、「**35(特定増改築等)住宅借入金等特別控除**」、「**36~38政党等寄附金等特別控除**」、「**39~41住宅耐震改修特別控除等**」などの**所得税額から控除される金額**がある場合に書いてください。

④2 差引所得税額

③欄に転記した税額から③欄、④欄、⑤欄、⑥~⑧欄、⑨~⑪欄の金額を差し引いた金額(赤字のときは0)を書いてください。

④4 再差引所得税額(基準所得税額)

④欄の金額から「**⑩災害減免額**」を差し引いた金額を書いてください。

④5 復興特別所得税額

④6 所得税及び復興特別所得税の額

④欄の金額に**2.1%を乗じた金額**(1円未満の端数を切り捨てた金額)を⑤欄に書いてください。

また、④欄の金額と⑤欄の金額の合計額を⑥欄に書いてください。

④9 源泉徴収税額

第二表「**所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)**」の「**④9源泉徴収税額の合計額**」欄に記載した金額を転記してください(8ページ参照)。

④50 申告納税率額

④欄の金額から「**⑦~⑧外国税額控除等**」、「**⑨源泉徴収税額**」を差し引いた金額を書いてください。

黒字の場合 100円未満の端数を切り捨てた金額(100円未満のときは0)を書きます。

赤字の場合 そのままの金額の頭に△を付して書きます。

【事例 2】消費税の課税事業者の方が山林を伐採し、売却したケース

私は、先祖伝來の山林を伐採し、令和7年9月19日に7,700万円（内、消費税(地方消費税を含みます。以下この事例において同じです。)700万円）で売却しました。

この山林の所在地は、Y市〇〇町1230番（林地面積は4.3ヘクタール）で、売却した山林の樹種は、ひのき（樹齢60年）、材積は3,900m³でした。

また、この山林を売却する際に、伐採費と運搬費が28,759,500円（内、消費税2,614,500円）かかりました。

私は、消費税の課税事業者で、消費税の経理は、税込経理方式により行っています。

事例
2

「山林所得収支内訳書(計算明細書)【課税事業者用】」を作成します。

消費税の課税事業者に該当しない方の「山林所得収支内訳書(計算明細書)」の記載方法は、4ページから5ページをご覧ください。

山林の所在地番を書いてください。

お売りになるために山林を伐採した林地の面積を書いてください。

お売りになった山林の樹種や主な立木の樹齢を書いてください。

お売りになった山林の本数や数量(材積)が分かる場合に書いてください。

特別控除額を書いてください。

特別控除額は、500,000円（ただし、「②差引金額」欄の金額を限度とします。）

なお、青色申告の方で、山林所得の金額から控除する「青色申告特別控除」（18ページ参照）がある場合には、その金額を「特別控除額」欄の上段に「**青×××円**」と二段書きしてください。

（課税事業者用）	山林所得収支内訳書(計算明細書)		譲渡者住所	H市〇〇町11-2	氏名(フリガナ)ヒロシマ広島一郎	電話番号(〇〇〇)△△△-xxxx
	関与税理士住所	氏名			電話番号	()
		合 計 内 許				
消費税等の経理方式	特例適用条文	税込・税抜	措法	30条	共	条
譲渡した山林の明細	山林の所在地番			Y市〇〇町1230		
面積	皆伐・間伐の区分		ヘクタール	4.3	皆伐・間伐	
樹種	樹齢		年	60	年	
本数	數量		m ³	3,900	m ³	
譲渡住所又は所在地				Y市〇〇町6-7		
先氏名又は名称				(株)〇〇製材所		
譲渡した年月日				R7年9月19日	年月日	
譲渡山林を植林・購入した時期				年月日	年月日	
譲渡価額の総額(取引金額)	①	77,000,000円		(7,000,000)円	77,000,000円	
総収入額に算入される消費税等の額	②					
計(①+②)	③	A 77,000,000円	77,000,000円			
伐採費(伐採料、運搬費、譲渡費用の額)	④	28,759,500円		(2,614,500)円	28,759,500円	
専従者控除額のうち④に相当する部分の金額	⑤					
計(④+⑤)	⑥	28,759,500円	28,759,500円			
差引(①-⑥)	⑦	48,240,500円	48,240,500円			
取得費、管理費など	概算経費率による合計	⑧	24,120,250円	24,120,250円		
概算経費率による合計	⑨					
率によらない場合	⑩					
⑤以外の専従者控除額	⑪					
計(⑨+⑩+⑪)	⑫					
被災事業用資産の損失の金額(保険金等で補填される部分を除く。)	⑬					
必要経費⑥+(⑧又は⑫)+⑬	⑭	52,879,750円	52,879,750円			
必要経費に算入される消費税等の額	⑮	4,385,500円	4,385,500円			
計(⑭+⑮)	⑯	57,265,250円	57,265,250円			
森林計画特別控除(注)	概算経费率の適用を受ける場合(注2で計算した金額を記載する。)	⑰				
	取引金額基準額(注2で記載した額記載する。)	⑯				
	率の適用を受けない場合⑯と⑯のうち低い方の金額	⑯				
	差引金額⑯-(⑯又は⑯)	⑯	19,734,750円	19,734,750円		
特別控除額(注3)	⑯	100,000円 500,000円				
山林所得金額	⑯	B 19,134,750円				

(注) 1 「森林計画特別控除」の欄は、租税特別措置法第30条の2第1項の適用を受ける場合に記載してください。

2 ⑯の金額が2000円以下のときは「⑯×20%」、⑯の金額が2000円超のときは「⑯×10%+200円」で計算した金額を記載してください。

3 「青色申告特別控除」の適用がある場合には、その金額を「特別控除額」の合計欄の上段に二段書きしてください。

(資7-6-2-A4統一)
(平成28年分以降用)

消費税の経理方式について該当するものを「○」で囲んでください。

適用を受ける**特例適用条文**を書きます（18～21ページ参照）。

例えば、「概算経費控除の特例」（措法30条）、「森林計画特別控除の特例」（措法30条の2）などがあります。

この事例では、「概算経費控除の特例」を適用していますので、措法「30」条と書きます。

消費税の経理方式として「税込経理方式」を適用している方は、消費税込みの譲渡代金を書いてください。

また、譲渡代金に含まれる消費税の額は、（ ）書で①欄の上段に書いてください。

この事例では、消費税込みの譲渡代金**77,000,000円**（内、消費税の額**7,000,000円**）を書きます。

消費税の経理方式として「税抜経理方式」を適用している方は、消費税抜きの譲渡代金を書いてください。

消費税の経理方式として「税込経理方式」を適用している方は、消費税の還付額が生じた場合のその還付額を書いてください。

消費税の経理方式として「税込経理方式」を適用している方は、消費税込みの伐採費、運搬費、譲渡費用の合計額を書いてください。

また、伐採費、運搬費、譲渡費用の額に含まれる消費税の額は、（ ）書で④欄の上段に書いてください。

この事例では、消費税込みの伐採費、運搬費の合計額**28,759,500円**（内、消費税の額**2,614,500円**）を書きます。

消費税の経理方式として「税抜経理方式」を適用している方は、消費税抜きの伐採費、運搬費、譲渡費用の合計額を書いてください。

（注）上記のとおり消費税の経理方式として「税抜経理方式」を適用している場合に、インボイス発行事業者以外の者からの仕入れがあるときは、原則として支払対価の額の全額が必要経費になります。

ただし、消費税について、インボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の適用を受けている場合には、原則としてインボイス制度導入前の仮払消費税等の額の20%が必要経費に算入されます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

②欄の金額は概算経費の額の計算の基礎には算入されませんので、ご注意ください。

消費税の経理方式として「税込経理方式」を適用している方は、消費税の納付額を書いてください。

この事例では、①欄の（ ）内の金額7,000,000円と④欄の（ ）内の金額2,614,500円との差額である消費税の納付額**4,385,500円**（100円未満切捨て）を書きます。

消費税の経理方式として「税抜経理方式」を適用している場合において、年末現在の仮受消費税等の金額と仮払消費税等の金額（控除対象外消費税額等を除きます。）との差額と消費税等の納付税額又は還付税額とに差額が生じたときは、②欄又は⑯欄に記載することとなります。また、課税仕入れに係る消費税額等のうち、控除対象外消費税額等があるときは、⑯欄に記載するなどの対応が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。

「森林計画特別控除の特例」の適用を受ける場合に書いてください。

詳しくは、20ページを参照してください。

○ 「申告書第一表、第二表」及び「申告書第三表（分離課税用）」の記載のしかたについては、【事例1】の6ページから13ページの記載例をご覧ください。

令和7年分

山林所得のあらまし

ここでは、**山林所得の概要や計算のしかた**について説明しています。

4ページから15ページの記載例とともに申告書等の作成の参考としてください。

(ページ)

I	山林所得の範囲	17
II	所得税が課税されない山林所得	17
III	山林所得の金額の計算方法	18
IV	山林所得の税金が軽減される特例	20

山林所得の申告に当たっての注意点

- 山林所得の税額表は一般の税額表と異なり、22ページの「1 課税される山林所得金額に対する所得税の税額表」を使用してください。
- 山林所得に対しては、**地方税(住民税)も課税されます。**
なお、所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した方は、改めて住民税や事業税の申告書を提出する必要はありません。
- 申告に当たっては、「**山林所得収支内訳書(計算明細書)**」(4、11、14ページ参照。国税庁ホームページからダウンロードできます。)を確定申告書とともに提出してください。
- ここに説明していない事柄や分からぬことがありますたら、税務署にお尋ねください。

I 山林所得の範囲

1 山林所得とは

所有期間が5年を超える山林を、①伐採して譲渡したり、②立木のままで譲渡したことによる所得です。

山林の「譲渡」には、通常の売買のほか、交換、競売、公売、代物弁済、収用、法人に対する現物出資なども含まれます。

なお、山林を土地付きで譲渡した場合には、**土地の部分の譲渡による所得は、譲渡所得になります。**

※ 山林を取得してから5年以内に伐採して譲渡したり立木のままで譲渡したことによる所得は、その伐採や譲渡が事業として営まれている場合には事業所得になり、そうでない場合には雑所得になります。

2 山林所得が課税される特殊な場合

次の場合にも山林所得の課税の対象になります。

(1) 次の事由により、山林の移転があった場合

イ 法人に対する贈与や遺贈

ロ 時価の2分の1未満の価額による譲渡（法人に対するものに限ります。）

ハ 限定承認に係る相続や限定承認に係る包括遺贈（個人に対するものに限ります。）

(2) 自分の住宅を建築するなど山林を伐採して家事の用に使用した場合

(3) 分収造林契約又は分収育林契約に基づき山林の伐採又は譲渡による収益を分収した場合

(4) 分収造林契約又は分収育林契約に係る権利を譲渡した場合

(5) 生産森林組合から従事分量分配金を受けた場合

(6) 森林管理法の規定による経営管理実施権の設定を受けた林業経営者（又は経営管理権の設定を受けた市町村）が山林を伐採し、木材の販売による収益が発生した場合

※ 1 上記(1)及び(2)の場合は時価で山林の譲渡があったものとして課税されます。

2 上記(6)の木材の販売による収益については、森林所有者の山林所得として課税されます。

II 所得税が課税されない山林所得

所有期間が5年を超える山林を、伐採して譲渡したり、立木のままで譲渡した場合であっても、次の場合には所得税は課税されません。

なお、この課税されない所得の計算上損失が生じても、**その損失はなかったもの**とされます。

- 1 山林を国や地方公共団体に寄附した場合や、公益法人等に寄附し国税庁長官の承認を受けた場合
- 2 山林を相続税の物納に充てた場合
- 3 資力を失い、債務を弁済することが著しく困難な場合に、滞納処分や強制執行、競売、破産手続などにより、山林（山林を継続的に譲渡している人が所有しているものを除きます。）を譲渡した場合

記帳・保存をお忘れなく

白色申告者のうち**山林所得、不動産所得又は事業所得**を生ずべき業務を行う**全ての方**は、収入金額や必要経費に関する事項について、取引の年月日、相手方の名称、金額や日々の売上げ・仕入れの合計金額等を帳簿に記載しなければなりません。

記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額をまとめて記載するなど、簡便な方法で記載しても差し支えありません。

また、収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や棚卸表、請求書、領収書などの書類を**保存しなければなりません。**

詳しくは、国税庁ホームページのタックスアンサー「No.2080 白色申告者の記帳・帳簿等保存制度」をご覧ください。

III 山林所得の金額の計算方法

山林所得の計算方法

山林所得の金額は、次の算式で計算します。

$$\begin{array}{r} \text{収入額(※)} - \text{必要経費} - \text{山林所得の特別控除額(50万円)} \\ \qquad\qquad\qquad \left[\begin{array}{l} (\text{収入額}-\text{必要経費}) \\ \text{の額が限度額} \end{array} \right] \\ - \text{青色申告特別控除額} \left[\begin{array}{l} \text{青色申告者について} \\ 10万円以内の一定額 \end{array} \right] = \text{山林所得の金額} \end{array}$$

※ 令和7年分の山林所得の収入金額は、**令和7年中に、伐採して譲渡したり、立木のままで譲渡した山林(所有期間が5年を超えるものに限ります。)**の譲渡代金の合計額ですが、次の点に注意してください。

- 1 令和7年中に譲渡した山林 …… 売買契約などに基づいて、令和7年中に買主などに引き渡した山林ですが、令和7年中に引渡しが済んでいない山林であっても、令和7年中に売買契約の効力が生じているものは、**令和7年中に譲渡した山林**として申告することができます。
- 2 未収入金 …… 令和7年中に譲渡した山林の譲渡代金を令和7年中に受け取っていない場合でも、**未収入金を含めた譲渡代金の全部**が令和7年分の収入金額になります。

必要経費

譲渡価額(収入金額)

特別控除額

山林所得の金額

令和7年分の山林所得の収入金額から控除される必要経費の計算方法には、次の1及び2の方法があります。

1 原価計算による方法

令和7年分の山林所得の必要経費は、令和7年中に譲渡した山林の取得費、管理費、伐採費、その他その山林の育成又は譲渡に要した費用の合計額です（「参考事項1」19ページ参照）。ただし、昭和27年12月31日以前から所有していた山林を譲渡した場合の必要経費は、①「**その山林の昭和28年1月1日の相続税評価額**」と②「**その山林の昭和28年1月1日以後に支出した管理費、伐採費その他その山林の育成又は譲渡に要した費用の額**」との合計額になります。

なお、令和7年中に支出したこれらの費用であっても、令和7年中に譲渡しなかった山林について支出した費用は、令和7年分の必要経費にはなりません。

また、被災事業用資産の損失の金額（「参考事項2(3)」19ページ参照）がある場合、その金額も必要経費になります。

2 「概算経費率」による方法【概算経費控除の特例】

平成22年12月31日以前から所有していた山林を譲渡した場合の必要経費は、次の算式で計算することができます（「参考事項2」19ページ参照）。

$$\left(\text{山林の譲渡収入金額} - \text{伐採費・譲渡に要した費用} \right) \times 50\% + \text{伐採費・譲渡に要した費用} + \text{被災事業用資産の損失の金額}$$

この「概算経費率」による方法によって必要経費を計算した場合には、「申告書第三表(分離課税用)」の【特例適用条文】欄の「**措法**」を「○」で囲み「□□□」内に「**30**」と記入してください。

50万円の山林所得の特別控除があります ((収入金額-必要経費)の額が限度額)。

注 上記のほか、森林経営計画に基づいて山林を譲渡した場合の**森林計画特別控除**や、収用などにより山林を譲渡した場合の**5,000万円の特別控除**があります(20、21ページ参照)。

青色申告者は、**必要経費のほかに、次の金額のうちいずれか低い方の金額(最高10万円)**を**青色申告特別控除額**として控除することができます。

1 10万円 - (不動産所得や事業所得から控除した青色申告特別控除額)

2 青色申告特別控除額を控除する前の山林所得の金額 (山林所得の特別控除後の金額)

※ この青色申告特別控除には、最高10万円の特別控除と最高55万円(e-Taxによる申告又は一定の要件を満たしている場合は最高65万円)の特別控除とがありますが、55万円(65万円)の青色申告特別控除は、不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む青色申告者のうち一定の者について、これらの所得を通じて最高55万円(65万円)を控除できることとされており、山林所得については適用できません。

また、山林所得のほかに事業的規模の不動産所得や事業所得があり55万円(65万円)の青色申告特別控除を適用した場合には、その年分の山林所得について、10万円の青色申告特別控除を適用することはできません。

参考事項1

【原価計算による方法の必要経費(18ページ)について】

○ 取得費、管理費など

- (1) 植林費 … 苗木の購入代金やその運搬費、購入手数料、植付けの際の人工費など植林のために要した費用です。
- (2) 取得に要した費用 … 山林の購入代金や仲介手数料などその山林を購入するために要した費用です。
- (3) 育成費 … 肥料代、防虫費、下刈り・枝打ち・除草などのための人工費など山林を育成するために要した費用です。
- (4) 管理費 … 固定資産税、森林組合費、火災保険料、機械器具の減価償却費など山林を管理するために要した費用です。
- (5) その他 … このほか次のものも必要経費になります。

イ 山林の災害や盗難、横領による損失 … 令和7年中に、所有山林について災害や盗難、横領により損害を受けた場合のその損失額（保険金や損害賠償金などで補てんされる部分を除きます。）です。

ロ 山林経営を事業としている場合の譲渡代金の貸倒損失、利子税、青色事業専従者給与額、事業専従者控除額 … 山林経営を事業としている場合には、次の金額が必要経費になります。

(イ) 山林の譲渡代金の貸倒損失など … ①山林の譲渡代金が譲渡した相手方の資力喪失などのために回収不能となったときの貸倒損失や、②事業の遂行上保証した債務を履行した場合で債務者に対して求償権の行使ができなくなったときのその行使ができなくなった部分の金額です。
※ 山林経営を事業としていない場合の貸倒損失や、保証債務の履行に伴う損失については、21ページの3や4をご覧ください。

(ロ) 所得税を延納した場合の利子税 … 令和6年分の所得税を延納した場合の利子税のうち次の算式で計算した金額です。

$$\text{納付した利子税額} \times \frac{\text{令和6年分の山林所得の金額}}{\text{令和6年分の各種所得の金額の合計額}} \\ (\text{給与所得、退職所得を除きます。})$$

※ 山林を延滞条件付で譲渡した場合で所得税を延納しているときの利子税は、その全額が必要経費になります。

(ハ) 青色事業専従者給与額 … 税務署長に提出している「青色事業専従者給与に関する届出書」に記載した金額の範囲内で、実際に青色事業専従者に支給した金額のうち、専従期間、仕事の内容、従事の程度や他の使用人に支給する給与の状況、その事業の規模、収益の状況などからみて労務の対価として相当と認められる金額に限ります。

(ニ) 事業専従者控除額 … 山林経営者（白色申告者に限ります。）と生計を一にする15歳以上の親族で、令和7年中を通じ6か月を超える期間、山林経営に従事していた者（以下「事業専従者」といいます。）がいる場合に、その事業専従者一人ごとに計算した次のAかBのうち**いずれか低い方**の金額です。

A 50万円（その事業専従者が山林経営者の配偶者である場合は、86万円）

B （事業所得 + 不動産所得 + 山林所得） ÷ （事業専従者の数 + 1）

※ 上の算式中の所得は、事業専従者控除額や山林所得の特別控除額を控除しないで計算した金額によります。

○ 伐採費、譲渡に要した費用

- (1) 伐採費 … 山林の伐採に要した人工費などの費用です。
- (2) 譲渡に要した費用 … 伐採した山林の運搬費や測量費、仲介手数料など山林の譲渡に要した費用です。

参考事項2

【「概算経費率」による方法〔概算経費控除の特例〕の必要経費(18ページ)について】

- (1) 平成23年1月1日以後に相続、贈与、遺贈により取得した山林であっても、次のいずれにも該当する場合は、この方法で必要経費を計算することができます。

イ 被相続人、贈与者、遺贈者が平成22年12月31日以前から所有していたものであること。

ロ その山林の相続、贈与、遺贈があった際にその山林について譲渡があったものとみなされていないこと。

- (2) 「伐採費・譲渡に要した費用」とは、①山林の伐採に要した人工費などの費用や、②伐採した山林の運搬費、測量費、仲介手数料など山林の譲渡に要した費用です。

山林の育成費や管理費（「参考事項1」の(3)、(4)参照）は含まれません。

※ 青色事業専従者給与額や事業専従者控除額（「参考事項1」の(5)のロの(ハ)、(ニ)参照）は、従事日数などによって「伐採費・譲渡に要した費用」の部分と「育成費、管理費」などの部分にあん分し、「伐採費・譲渡に要した費用」の部分は、18ページの算式の「伐採費・譲渡に要した費用」に含めて計算します。

- (3) 「被災事業用資産の損失の金額」とは、①災害により山林や山林経営のために使用していた事業用の固定資産について令和7年中に生じた損失の金額や、②災害がやんだ日から1年以内（大規模な災害の場合等には3年以内）に支出した①の資産に関する原状回復のための費用などの災害関連費用です。

IV 山林所得の税金が軽減される特例

山林所得の税金が軽減される主な特例には、次のものがあります。

1 森林計画特別控除の特例(措法30条の2)

特例のあらまし

森林法の規定による市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣の認定を受けた森林経営計画に基づいて山林を伐採して譲渡したり、立木のままで譲渡した場合には、**その山林の収入金額から必要経費のほかに森林計画特別控除額が控除されます。**

ただし、交換、現物出資、収用等により山林を譲渡した場合、法人に対する贈与・遺贈、限定承認に係る相続若しくは個人に対する限定承認に係る包括遺贈により山林の移転があった場合、又は森林の保健機能の増進に関する特別措置法に規定する森林保健施設を整備するために山林を伐採若しくは譲渡した場合については、この特例は適用されません。

参考
1

(1) 特例の内容

この特例の適用がある山林については、**収入金額から必要経費のほかに次のイとロの金額のうちいずれか低い方の金額**(「概算経費率」による方法によって必要経費を計算した場合にはイの金額)が**「森林計画特別控除額」**として控除されます。

イ 収入金額基準額

$$\left(\text{令和7年中に譲渡したこの特例の適用がある山林の収入金額} - \text{伐採費・譲渡に要した費用} \right) = A$$

① Aの金額が2,000万円以下のとき $A \times 20\%$

② Aの金額が2,000万円を超えるとき $A \times 10\% + 200\text{万円}$

ロ 所得基準額

$$\left(\text{令和7年中に譲渡したこの特例の適用がある山林の収入金額} B - \text{伐採費・譲渡に要した費用} \right) \times 50\% - \left\{ \begin{array}{l} \text{Bに対応する部分の必要経費} \\ - \left(\text{伐採費・譲渡に要した費用} + \text{Bに対応する部分の被災事業用資産の損失の金額} \right) \end{array} \right\}$$

※ 森林法の規定による市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣の認定を受けた森林経営計画に基づいて、令和7年中に、山林を伐採して譲渡したり、立木のままで譲渡した場合であっても、その後、森林法又は木材の安定供給の確保に関する特別措置法の規定によりその森林経営計画の認定が取り消されたときなどは、この特例が受けられなくなります。

(2) 申告の手続

「申告書第三表(分離課税用)」の【特例適用条文】欄の「措法」を「○」で囲み「□□□番□」内に「30番2」と記入するとともに、次の書類を申告書に添付して提出してください。

イ 「山林所得収支内訳書(計算明細書)」(国税庁ホームページからダウンロードできます。)

ロ 森林経営計画に基づく伐採・譲渡である旨などの市町村長(森林経営計画の対象となる森林の所在地が2以上ある場合で、その森林の全部が同一都道府県内にあるときはその都道府県知事、その森林が複数の都道府県にまたがるときは農林水産大臣)の証明書

ハ 伐採・譲渡した山林に係る林地の測量図

二 森林経営計画書の写し

2 収用などにより山林を譲渡した場合の特例(措法33条、33条の4)

特例のあらまし

土地収用法などによる収用等により山林を譲渡した場合には、その山林所得の金額の計算について、(1)5,000万円の特別控除の特例又は(2)代替資産を取得した場合の課税の特例のいずれか一方の特例の適用を受けることができます。

(1) **5,000万円の特別控除の特例**(措法33条の4) … 公共事業施行者から最初に買取りなどの申出のあった日から6か月を経過した日までに山林の譲渡を行うなど一定の要件に該当する場合には、この要件に該当する山林の山林所得の金額(特別控除額50万円を控除する前の金額)から5,000万円(山林所得の特別控除額を控除する前の金額が5,000万円未満の場合には、その金額)が控除されます。

(2) **代替資産を取得した場合の課税の特例**(措法33条) … 補償金などの全部で山林を取得したり、補償金などに代えて山林だけを取得した場合には課税されません。

また、補償金などの一部で山林を取得した場合には、補償金などの残りの部分について課税されます。

参考
1

3 山林の譲渡代金が貸倒れになった場合の特例(所法64条1項)

特例のあらまし

山林の譲渡代金が貸倒れになったときは、貸倒れになった譲渡代金に対応する部分の山林所得は、所得がなかったものとされます。

ただし、山林経営を事業としている人の山林の譲渡代金が貸倒れになった場合には、この特例は適用されません。この貸倒れによる損失の金額は、必要経費に算入されます(19ページ「参考事項1」の(5)の口の(イ)参照)。

4 保証債務を履行するため山林を譲渡した場合の特例(所法64条2項)

特例のあらまし

保証債務を履行するため山林を譲渡した場合で、その保証債務の主たる債務者などに対して求償権の行使ができなくなったときは、その求償権の行使ができなくなった金額に対応する部分の山林所得は、所得がなかったものとされます。

この特例の適用を受ける場合には、その求償権の行使ができなくなった金額(「**保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書(確定申告書付表)**」(国税庁ホームページからダウンロードできます。)で計算します。)を、「**山林所得収支内訳書(計算明細書)**」の「必要経費」欄の上段に「**保×××円**」と記載し、併せて「**申告書第三表(分離課税用)**」の【**特例適用条文**】欄の「**所法**」を「**O**」で囲み「**□□□番□項**」内に「**64番2項**」と記載してください。

ただし、次の場合にはこの特例は適用されません。

(1) **事業の遂行上生じた保証債務を履行するために山林を譲渡した場合**

※ この場合には、求償権の行使ができなくなった金額は、事業所得や山林所得などの必要経費に算入されます(19ページ「参考事項1」の(5)の口の(イ)参照)。

(2) **山林を継続的に譲渡している人が保証債務(上記(1)の事業の遂行上生じたものを除きます。)を履行するために山林を譲渡した場合**

【参考 2】

1 課税される山林所得金額に対する所得税の税額表

- 山林所得については、事業所得や給与所得などの他の所得とは区分した上で、他の所得と異なった計算方法により税額を計算します。

課税される所得金額 (申告書第三表⑧欄の金額) 円	A	B 所得税の税率	C 控除額	課税される所得金額に対する税額 (A × B - C) 円 (申告書第三表⑨欄へ)
1,000円 ~ 9,749,000円		0.05 (5%)	0円	
9,750,000円 ~ 16,499,000円		0.1 (10%)	487,500円	
16,500,000円 ~ 34,749,000円		0.2 (20%)	2,137,500円	
34,750,000円 ~ 44,999,000円		0.23 (23%)	3,180,000円	
45,000,000円 ~ 89,999,000円		0.33 (33%)	7,680,000円	
90,000,000円 ~ 199,999,000円		0.4 (40%)	13,980,000円	
200,000,000円 ~		0.45 (45%)	23,980,000円	

(注) 「課税される山林所得金額」に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

《計算例》

「課税される山林所得金額」が4,000万円の場合の税額

$$40,000,000円 \times 0.23(23\%) - 3,180,000円 = 6,020,000円$$

2 配偶者（特別）控除額表

あなた（居住者）の合計所得金額 円	D	○ここで求められた配偶者（特別）控除の額は、申告書第一表の所得から差し引かれる金額「②～⑩ 配偶者（特別）控除」欄へ転記します。 なお、配偶者特別控除の適用を受ける場合には、「②～⑩ 配偶者（特別）控除」欄の「区分1」の□に「1」を記入してください。		
配偶者の合計所得金額 円	E			
58万円以下 (控除対象配偶者)	38万円	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
老人控除対象配偶者	48万円	26万円	13万円	13万円
58万円超 95万円以下	38万円	26万円	13万円	13万円
95万円超 100万円以下	36万円	24万円	12万円	12万円
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	11万円
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	9万円
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	7万円
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	6万円
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	4万円
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	2万円
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	1万円
133万円超	0円	0円	0円	0円

- (注) 1 「控除対象配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者（青色申告者の事業専従者として給与の支払を受ける方及び白色申告者の事業専従者を除きます。）で、合計所得金額が58万円以下である方のうち、あなたの合計所得金額が1,000万円以下である場合の配偶者をいいます。
- 2 「老人控除対象配偶者」とは、控除対象配偶者のうち、昭和31年1月1日以前に生まれた方（年齢が70歳以上の方）をいいます。

3 給与所得金額の計算表

給与等の収入金額	(申告書第一表の④欄の金額) 円	F
Fの金額	給与所得の金額	
~650,999円	0円	
651,000円 ~1,899,999円	F - 650,000円 円	
1,900,000円 ~3,599,999円	F ÷ 4 の金額 (千円未満の端数は切捨て) ↓ G × 2.8 - 80,000円 円	H
3,600,000円 ~6,599,999円	G × 3.2 - 440,000円 円	
6,600,000円 ~8,499,999円	F × 0.9 - 1,100,000円 円	
8,500,000円~	F - 1,950,000円 円	

○ 所得金額調整控除

次の①又は②に該当する場合は、それぞれの算式により計算した金額（K又はO）をHの金額から控除します。

なお、①と②の両方に該当する場合は、①の計算をした後に②の計算を行い、①と②のいずれにも該当しない場合は、これらの計算は不要です。

詳しくは、「[令和7年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き](#)」の10ページをご覧ください。

① Fの金額が850万円を超える場合、あなた、同一生計配偶者若しくは扶養親族のいずれかが特別障害者である場合又は23歳未満の扶養親族がいる場合

Fの金額	(最高1,000万円) 円	I
I - 850万円	円	J
所得金額調整控除額 (J × 0.1)	円	K
差引金額 (H - K)	円	L

② あなたに給与所得と公的年金等の雑所得がある場合で、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等の雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

Hの金額	(最高10万円) 円	M
公的年金等の雑所得の金額 (※)	(最高10万円) 円	N
所得金額調整控除額 (M + N) - 10万円)	円	O
差引金額 ①の計算をした場合 (L - O)	円	P
①の計算をしなかった場合 (H - O)	円	

※ 「[公的年金等の雑所得の金額](#)」については、「[令和7年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き](#)」の11ページから12ページをご覧ください。

○ ここで計算した給与所得の金額（H）又は給与所得の金額から所得金額調整控除額を差し引いた金額（L又はP）は、[申告書第一表の「所得金額等」「⑥給与」欄へ](#)転記します。

4 総合課税の所得金額に対する税額の計算表

課税される所得金額	(申告書第三表⑩欄の金額) 円	Q
.....

注 申告書第三表の「税金の計算」「⑧課税される所得金額」欄の書き方は、12ページの「[課税される所得金額の計算](#)」を参照してください。

Q の 金 額	R(所得税の税率)	S(控除額)	課税される所得金額に対する税額
1,000円 ~ 1,949,000円	0.05 (5%)	0円	(Q × R - S)
1,950,000円 ~ 3,299,000円	0.1 (10%)	97,500円	
3,300,000円 ~ 6,949,000円	0.2 (20%)	427,500円	
6,950,000円 ~ 8,999,000円	0.23 (23%)	636,000円	
9,000,000円 ~ 17,999,000円	0.33 (33%)	1,536,000円	
18,000,000円 ~ 39,999,000円	0.4 (40%)	2,796,000円	
40,000,000円 ~	0.45 (45%)	4,796,000円	(申告書第三表⑩欄へ)

お忘れなく！

マイナンバー(個人番号)の記載等について

確定申告書を提出する際は、

マイナンバー(12桁)の記載 + 本人確認書類の提示又は写しの添付 が必要です。

本人確認
書類の例 《例1》マイナンバーカード

《例2》通知カード、住民票の写しなど+運転免許証、公的医療保険の資格確認書 など

※ 本人確認書類の提示又は写しの添付に当たっては、次の点に留意してください。

- 1 「通知カード」は、既に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り利用できます。
- 2 「住民票の写し」は、マイナンバーの記載があるものに限ります。
- 3 「公的医療保険の資格確認書」の写しを添付する場合は、写しの保険者番号及び被保険者等記号・番号部分を復元できない程度に塗り潰してください。

詳しくは、「[令和7年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き](#)」の41ページをご覧ください。

「財産債務調書」・「国外財産調書」の提出について

○ 次の1又は2に該当する方は、保有する財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した「財産債務調書」を、**令和8年6月30日(火)**までに、所得税の納税地等の所轄税務署に提出しなければなりません。

1 確定申告が必要な方又は一定の還付申告書を提出することができる方で、令和7年分の退職所得を除く各種所得金額の合計額が**2,000万円**を超える、かつ、令和7年12月31においてその価額の合計額が**3億円以上**の財産又はその価額の合計額が**1億円以上**の国外転出特例対象財産を有する方

2 令和7年12月31においてその価額の合計額が**10億円以上**の財産を有する居住者の方

※ 相続開始年の年分の財産債務調書については、その相続又は遺贈により取得した財産又は債務を記載せずに提出することができ、この場合の財産債務調書の提出義務は、その相続又は遺贈により取得した財産を除いた財産の価額の合計額により判定します。

○ 居住者の方(非永住者の方を除きます。)で、令和7年12月31においてその価額の合計額が**5,000万円**を超える国外財産を有する方は、その国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した「国外財産調書」を、**令和8年6月30日(火)**までに、住所地等の所轄税務署に提出しなければなりません。

※ 1 国外財産調書を提出する方が財産債務調書を提出する場合、財産債務調書には国外財産に係る事項(国外財産の価額を除きます。)の記載は要しません。

2 相続開始年の年分の国外財産調書については、その相続又は遺贈により取得した国外財産(相続国外財産)を記載せずに提出することができ、この場合の国外財産調書の提出義務は、相続国外財産を除いた国外財産の価額の合計額により判定します。

詳しくは、国税庁ホームページの「財産債務調書制度に関するお知らせ」及び「国外財産調書制度に関するお知らせ」をご覧ください。

▷財産債務調書制度
に関するお知らせ



▷国外財産調書制度
に関するお知らせ



税務署 この社会あなたの税がいきている

- 国税庁ホームページでは、確定申告に関する情報やタックスアンサー(よくある税の質問)を提供しています。申告や納税についてお分かりにならない点がありましたら、是非ご活用ください。
- 各種申告書、計算書、明細書及び手引き等は、国税庁ホームページからダウンロードできます。



▷確定申告特集

▷タックスアンサー